

資源物の持ち去り行為は**犯罪**です!

持ち去り行為を見かけたら ご連絡ください!

東村山市では条例で、資源の持ち去り行為を禁止しています。

行政回収や集団回収において、市や団体から指定を受けていない業者が、古新聞などを持ち去る行為が横行しています。

夜明け前から交通ルールを無視して住宅街を走り回ります。資源物は、市民や団体の財産です。みんなの財産と秩序を守るために、持ち去り業者を監視しましょう。



東村山市
資源回収委託車

当組合では、上記のステッカーを貼って回収をおこなっております。

ご注意ください

トラブルを避けるためにも、持ち去り行為を行っている者を直接呼び止めたり、とがめたりしないでください。

お気付きの点を裏面にご記入の上、お電話又はFAXをお願いいたします。

持ち去り行為を見かけました。

① 持 ち 去 り の 情 報	日時	:	平成	年	月	日		
	時間	:	午前	・	午後	時	分	
	場所	:	_____				町	
				丁目	番地	号		

	車両ナンバー	:	=====					
	車種・色	:	_____					
運転手	:	男	・	女	歳くらい			

			※ わかる範囲で結構ですのでご記入ください。					
② 連 絡 先	○東多摩再資源化事業協同組合							
	TEL 042-393-9788 FAX 042-393-9787							
	○東村山市資源循環部・ごみ減量推進課							
	TEL 042-393-5111 内線 2614							